解散公告（第一回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

熊本県熊本市北区植木町円台寺一〇五五番地

宗教法人円台寺

清算人　赤松　雅隆

解散公告（第二回）

当宗教法人は、宗教法人法第四十三条第一項の規定により解散したので、当宗教法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

岐阜県飛騨市神岡町船津一九九〇番地の一

宗教法人御嶽教船津教会

清算人　小野　優子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年八月二十五日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

兵庫県加古川市山手三丁目九番一号

医療法人社団白竜会

清算人　伊藤　顯

解散公告（第二回）

当認可地縁団体は、平成二十九年三月五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

青森県上北郡おいらせ町字上明堂三〇番地二

社会福祉法人慈光会

清算人　**簗**田　大義

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年十二月二十四日開催の社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、平成二十九年三月二十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

埼玉県入間郡毛呂山町岩井西二丁目一六番地一七

医療法人植田歯科医院

清算人　植田洋一郎

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年三月二十三日上尾市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

埼玉県上尾市小泉二丁目六番地

清算法人上尾市小泉土地区画整理組合

代表清算人　山崎　勉

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年九月一日開催の社員総会の決議及び東京都知事の認可により平成二十九年三月十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

東京都調布市上石原二丁目四四番地四

医療法人社団成真会

清算人　中村　昇

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年三月十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

福成寺生産森林組合

清算人　小山　幸雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年三月七日大分地方裁判所杵築支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

大分県国東市安岐町両子四八九番地の一

宗教法人知福院

清算人　松村　秀勝

第二十二期決算公告

平成二十八年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部

流動資産　一、九三二

固定資産　八

合計　一、九四一

負債及び純資産の部

流動負債　一、一四〇

（賞与引当金）　（六）

固定負債　一五〇

（退職給付引当金）　（九）

株主資本　六四九

資本金　二〇

利益剰余金　六二九

その他利益剰余金　六二九

（当期純利益）　（二三四）

合計　一、九四一

平成二十九年四月二十六日

沖縄県浦添市字城間一九八五番地一

アサヒオリオン飲料株式会社

配当公告

長野県上伊那郡南箕輪村九七〇一番地七

破産者　有限会社せきけんちく

右の者に対する長野地方裁判所伊那支部平成二十七年（フ）第三五号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一二七、五七九、九六三円

（内優先的破産債権　金一、三四九、二二五円）

一、配当することのできる金額

金一一、〇七七、八六四円

（内優先的破産債権　金一、三四九、二二五円）

平成二十九年四月二十六日

長野県伊那市境一〇四七番地　中村ビル

破産管財人　弁護士　平島　史彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県北茨城市磯原町磯原四丁目九八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　和賀井　廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

事務所茨城県水戸市五軒町二―二―七　A O I　C O U R T五〇一

相続財産管理人　弁護士　野村　貴広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県下都賀郡壬生町通町一二七六番地、最後の住所栃木県下都賀郡壬生町通町一四番一三号　被相続人　亡　鈴木　吉榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

栃木県小山市八幡町一丁目一番五号オフィス一一五―二〇二号室　鹿村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鹿村　庸平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市高茶屋二丁目一〇三五番地二五、最後の住所千葉県東金市川場一〇九五番地四　被相続人　亡　志村　麥彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

事務所千葉市中央区中央四丁目八番八号日進ビル六階A室　野中・若林法律事務所

相続財産管理人　弁護士　若林　義和

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年十二月九日開催の理事会の決議並びに青森県知事の認可により、平成二十九年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

広島市安佐北区三入五丁目八番四一―一号

上町屋光洋区自治会

代表清算人　木戸　良二